

2016年(平成28年)9月1日

神戸地裁司法記者クラブ 各位
同 民放記者クラブ 各位
同 報道関係者 各位

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎省吾

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 間瀬・鈴木法律事務所

弁護士鈴木尉久

TEL : 078 - 351 - 1669

FAX : 078 - 351 - 1667

提訴に関する情報提供

- 1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット(以下、「ひょうご消費者ネット」と言います。)及び兵庫県在住の消費者10名は、本日、株式会社ベルカディア(代表取締役辰野 勇)を被告として、神戸地方裁判所に対し、不実告知等差止請求事件を提起しました。
- 2 ひょうご消費者ネットは、2008年5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体であり、消費者契約法に基づく差し止め請求訴訟を提起する権限があります。

株式会社ベルカディアは、株式会社モンベルのグループ会社として、「モンベル・アウトドア・チャレンジ (M.O.C.)」の名称で登山、カヌー、ラフティング、サイクリング等を行う募集型企画旅行を催行する第一種旅行業者です。

3 本件訴訟事件については、特筆すべきこととして、ひょうご消費者ネットとともに、一般消費者の立場で原告となった個人が、独占禁止法上の優越的地位の濫用を理由とする独占禁止法24条に基づく差し止め請求訴訟を提起している点があります。消費者が、独占禁止法24条に基づく差し止め請求訴訟を提起すること、また、消費者が独占禁止法上の優越的地位の濫用を主張して事業者に改善を求めることは、いずれも初めてのことです。

4 訴状は別紙の通りです。

株式会社ベルカディアは、旅行契約を締結した消費者に対し、「イベント参加チケット」を送り付け、そのチケットに記載されている「同意書」に署名して持参するよう事実上強要しています。また、「同意書」には、「私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。」等といった契約条項が記載されています。

ひょうご消費者ネットは、このような点について、「同意書」に署名しないと旅行に参加できないとか、「同意書」に署名するかどうかは消費者の任意ではなく署名しないといけないといった、虚偽のことを告知することをやめるよう求めるとともに、「同意書」に記載されている免責条項は、消費者の権利を害する不当条項であるので使用をやめるよう求めているものです。

また、一般消費者10名は、このような点について、いったん免責条項のない契約をした後に、事実上このような免責条項への署名を強要されるのは、優越的地位を濫用した契約条件の変更を迫るものであるとして、上記各行為をやめるよう求めているものです。

以上